

JNRP31S05-1

鉄鋼・非鉄金属分野の技術的適用文書

(第1版)

平成 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

序文	3
1. 適用範囲	3
2. 引用文書及び関連文書	3
2.1 引用文書	3
2.2 関連文書	3
3. 用語及び定義	3
4. 管理上の要求事項	3
4.1 組織	3
4.2 マネジメントシステム	3
4.3 文書管理	4
4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認	4
4.5 試験・校正の下請負契約	4
4.6 サービス及び供給品の購入	4
4.7 顧客へのサービス	4
4.8 苦情	4
4.9 不適合の試験・校正業務の管理	4
4.10 改善	4
4.11 是正処置	4
4.12 予防処置	4
4.13 記録の管理	4
4.14 内部監査	4
4.15 マネジメント・レビュー	4
5. 技術的要求事項	4
5.1 一般	4
5.2 要員	4
5.3 施設及び環境条件	5
5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認	5
5.5 設備	5
5.6 測定トレーサビリティ	5
5.7 サンプルング	5
5.8 試験品目の取扱い	5
5.9 試験・校正結果の品質の保証	6
5.10 結果の報告	6
附則	6

鉄鋼・非鉄金属分野の適用文書

序文

この適用文書は、工業標準化法第57条(又は第65条第1項)に基づく試験事業者登録制度における登録のための基準の一部として用いるものである。

この適用文書は、ISO/IEC 17011(JIS Q17011)の4.6.2項に基づいて作成されるもので、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の要求事項を、当該分野又はそのうちの特定の試験方法に関して具体的に明確に詳述したものである。

工業標準化法第57条に基づく試験事業者登録制度においては、登録を受けようとする試験事業者又は登録試験事業者は、関連する分野の適用文書に上記の意味で適合することが要求される。

備考 ISO/IEC 17025(JIS Q17025)との対応を明確にするため、以下の項目番号は、ISO/IEC 17025と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番となるものもある。

1. 適用範囲

この適用文書は、鉄鋼・非鉄金属分野に関する適用文書を規定するものである。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

ISO/IEC 17025(JIS Q17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

ISO/IEC 17011(JIS Q17011) 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

2.2 関連文書

JNRP21 JNLA登録の一般要求事項

JNRP24 JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針

URP23 IAJapan測定トレーサビリティに関する方針

URP24 IAJapan技能試験に関する方針

3. 用語及び定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC 17025及びISO/IEC 17011で定める。

4. 管理上の要求事項

4.1 組織

「詳述なし。」

4.2 マネジメントシステム

「詳述なし。」

4.3 文書管理

「詳述なし。」

4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認

「詳述なし。」

4.5 試験・校正の下請負契約

「詳述なし。」

4.6 サービス及び供給品の購入

「詳述なし。」

4.7 顧客へのサービス

「詳述なし。」

4.8 苦情

「詳述なし。」

4.9 不適合の試験・校正業務の管理

「詳述なし。」

4.10 改善

「詳述なし。」

4.11 是正処置

「詳述なし。」

4.12 予防処置

「詳述なし。」

4.13 記録の管理

「詳述なし。」

4.14 内部監査

「詳述なし。」

4.15 マネジメント・レビュー

「詳述なし。」

5. 技術的要求事項

5.1 一般

「詳述なし。」

5.2 要員

「詳述なし。」

5.3 施設及び環境条件

「詳述なし。」

5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

5.4.6.2 測定の不確かさの推定

JNRP24「JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針」を遵守すること。

JIS Z 2241 金属材料引張試験を行った場合の試験・校正の方法及び方法の妥当性確認については以下のとおりとする。

JIS Z 2241, 23.1では「測定の不確かさの見積りは、特に顧客の指示がない限り、単に参考にとどめるべきものである。」また、23.3では「特に、顧客の指示がない限り、見積もった不確かさを材料規格の規定値に適合しているかを評価するために用いてはならない。」と記載されている。このため、金属材料引張試験区分での登録を受けようとする試験事業者又は登録試験事業者は、顧客の指示がない限り、各試験結果の評価に不確かさを適用することはないが、JNRP24に従い、測定の不確かさを計算し、不確かさを報告できる体制は整えなければならない。

5.5 設備

「詳述なし。」

5.6 測定のトレーサビリティ

URP23「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針」を遵守すること。

5.6.2.1 校正

JIS Z 2241 金属材料引張試験を行った場合の測定のトレーサビリティについては以下のとおりとする。

JIS Z 2241, 7では「原断面積 S_0 は平均断面であり、適切な方法の測定結果から計算する。」と記載されている。このため、試験片の原断面積の測定に用いるノギス、マイクロメータなどの測定機器は、URP23, 6.1の試験・校正等の主要な測定に用いる装置となる。JIS Z 2241の金属材料引張試験区分での登録を受けようとする試験事業者又は登録試験事業者にとっては、適切な方法の測定結果から計算した原断面積 S_0 を用い、少なくとも強度の値（引張強さ、降伏応力又は耐力）を報告できる体制は整えなければならない。

5.7 サンプルング

5.7.1

「詳述なし。」

5.8 試験・校正品目の取扱い

「詳述なし。」

5.9 試験・校正結果の品質の保証

URP24「IAJapan技能試験に関する方針」を遵守すること。

5.10 結果の報告

JIS Z 2241 金属材料引張試験を行った場合の結果の報告については以下のとおりとする。

5.10.2 試験報告書

JIS Z 2241の22 試験報告書の項において、「受渡当事者間の協定によって、次の項目の一部を省略してもよい。」の解釈は、工業標準化法に基づく登録試験事業者に関する省令第四条(証明書の記載事項)を満足するために、受渡当事者間の協定に基づき、金属材料引張試験区分での登録試験事業者がその項目の内容を当該協定を表す識別記号を用いて省略した場合は、識別記号を試験報告書に記載しなければならない(当該協定に内容が記載されていない場合は、同省令を満たさないこととなる。)

附則

この規定は、平成 年 月 日から施行する。

管理番号	認定一部門—JNRP31S05—1	
改 定 履 歴		
版数	制定・改定年月日 (文書番号)	改訂ページ／改訂理由
01	平成 年 月 日 平成 . . 評基 適第 号	新規制定